

令和6年4月1日～適用

自動車運転の業務（ドライバー）に従事される方々の 時間外労働等の基準が改正されます！

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）が「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部を改正する件」（令和4年厚生労働省告示第367号）により令和4年12月23日に改正され、令和6年4月1日から適用されます。

主な改正内容

タクシー運転者



《時間外労働》

法律による残業時間の上限なし

【厚生労働大臣告示による上限】
時間外労働及び休日労働は、日勤勤務者は1日の拘束時間（16時間）、1か月の拘束時間（299時間）を限度とし、隔日勤務者は2暦日の拘束時間（21時間）、1か月の拘束時間（原則262時間、労使協定により270時間まで）を限度

改正

トラック運転者



《時間外労働》

法律による残業時間の上限なし

【厚生労働大臣告示による上限】
時間外労働及び休日労働は、1日の拘束時間（16時間）、1か月の拘束時間（原則293時間、労使協定により320時間まで）を限度

改正

バス運転者



《時間外労働》

法律による残業時間の上限なし

【厚生労働大臣告示による上限】
時間外労働及び休日労働は、1日の拘束時間（16時間）、4週間の拘束時間（原則260時間、労使協定により286時間まで）を限度

改正

法律による
残業時間の
上限規制あり

月45時間
年360時間

臨時的な特別な
事情がある場合でも
年960時間まで

※その他の詳しい改正内容につきましては
こちらをご覧ください。

厚労省 改善基準告示

検索

厚生労働省

北海道労働局



北海道